

## 審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	令和6年度 第1回甲州市文化財審議会
開催日時	令和6年8月27日(火) 午前10時~正午
開催場所	甲州市民文化会館 3階 第2研修室
議題	(1)甲州市指定文化財の指定について(諮問) ケカチ遺跡出土和歌刻書土器附同竪穴建物跡出土品について (2)甲州市歴史的風致維持向上計画第2期計画策定について (3)市指定天然記念物「勝沼富町のブドウ(甲州種)」について (4)その他
出席委員	清雲俊元委員、小野正文委員、鈴木麻里子委員、八巻與志夫委員、 近藤暁子委員、菊地淑人委員、平山優委員、北川洋委員(順不同)
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙議事録のとおり
事務局に係る事項	甲州市教育委員会 教育長 甲州市教育委員会 生涯学習課 課長 甲州市教育委員会 生涯学習課 文化財担当 5名 連絡先:0553-32-5076(直通)
その他	

## 令和6年度 第1回甲州市文化財審議会 議事録

日時:令和6年8月27日(火) 午前10時~正午

場所:甲州市民文化会館 3階 第2研修室

出席者(審議会):清雲俊元委員、小野正文委員、鈴木麻里子委員、八巻與志夫委員、  
近藤暁子委員、菊地淑人委員、平山優委員、北川洋委員(順不同)  
(事務局):教育長、生涯学習課長、文化財担当リーダー、文化財担当4名

### 1 開会

#### ○事務局

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より、令和6年度第1回甲州市文化財審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます、教育委員会 生涯学習課 文化財担当の森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、委員の出席状況についてご報告させていただきます。本審議会は、甲州市文化財保護条例第23条第1項の規定に基づきまして、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないこととなっております。本日は、委員9名のうち8名の方にご出席いただき、過半数以上となっておりますので、本会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

また、甲州市審議会等の会議の公開に関する基準により、会議は原則として公開するものとされておりますが、本日傍聴希望者はおりませんので併せてご報告させていただきます。

なお、榎原委員より所用により欠席できない旨のご連絡をいただいております。本日の会議の内容につきましては、会議終了後、速やかに議事録を作成し、後日、市ホームページで公開することとなっておりますので、ご承知おきください。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、小林教育長よりごあいさつを申し上げます。

### 2 教育長あいさつ

本日は、大変お忙しい中、第1回甲州市文化財審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の文化財保護行政に対しまして、格別のご指導、ご支援をいただいておりますことに、改めて感謝とお礼を申し上げます。

本日は、平成28年にケカチ遺跡から出土した和歌刻書土器について、諮問させていただきます。この土器は、平安時代中期、10世紀中頃に制作されたものと言われ、和歌一首全文が土器に記されているものとしては、全国初ということでございます。平仮名の変遷を考察する上で大変貴重な歴史的資料でございます。

昨今、全国的に過疎化や人口減少、少子高齢化が進んでおり、地域にある文化財の安定的な継承が大きな課題となっております。また、文化財については、地域資源としてとらえ、歴史や文化を活かした地域活性化を図るための利用を求められているところでございます。

委員の皆様には、ぜひ忌憚のない積極的なご意見をいただきたいと思っております。今後も本市へのお力添えをお願いして、私からのあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 会長あいさつ

本日は、和歌刻書土器について審議していただく予定となっております。平成28年に発掘し、平成29年にはシンポジウムを開催しましたが、その後ずっと音沙汰なしで、本当はもっと早く審議会におかけして、審議していただくべきだったと思います。少し遅れましたがよろしくお願いいたします。

### 4 事務局紹介

### 5 委員自己紹介

#### ○事務局

ありがとうございました。それでは、議題に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

-資料確認-

#### ○事務局

市指定文化財の指定については、甲州市文化財保護条例第19条第2項の規定に基づき、教育委員会から審議会に諮問することとなっております。ここで、議題の1番にあります、ケカチ遺跡出土和歌刻書土器非同壜穴建物跡出土品について諮問させていただきます。

-小林教育長諮問書読み上げ-

-小野会長へ交付-

#### ○会長

ただ今、教育長から諮問を受けました。和歌刻書土器調査表を作成したのが私であり、私が説明することになります。一人二役はできませんので、議長を八巻委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

ただ今、小野会長より説明がございました。本日は八巻委員に議長となっただき、議事進行をお願いしたいと思います。委員の皆様には何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

-委員よりご了承いただく-

### 6 議題

#### ○議長

それでは、議題に入ります。次第にそって進めていきたいと思ひます。

甲州市指定文化財の指定、ケカチ遺跡出土和歌刻書土器附同竪穴建物跡出土品について説明をお願いします。

#### (1) 諮問

・甲州市指定文化財の指定について

ケカチ遺跡出土和歌刻書土器附同竪穴建物跡出土品について

#### ○会長

文化財調査表に基づき説明いたします。(資料 1-1、1-2)

種類としては、考古資料となります。ケカチ遺跡出土和歌刻書土器附同竪穴建物跡出土品 16 点ということで審議をお願いいたします。

A3 の資料は、平成 29 年 9 月 3 日(日)、古代史シンポジウム「和歌刻書土器の発見」現地説明会の資料で、全体像がよく分かる資料になるかと思ひます。場所は、熊野神社の近くで、熊野と下於曾の堺にある市道のために調査したものです。建物跡はたくさん出ていますが、その中で、和歌刻書土器が出土した建物跡は、SI22 という建物です。この建物跡から出土したものをあげていきたいと思ひます。そのうち 1 点が和歌刻書土器で、土器の内面に和歌一首が書かれたもの。その他に附けたりとして 16 点をあげました。と言ひますのは、住居跡の建物から出た出土品が、概ね分けて 2 時期に分けられるので、和歌刻書土器とそれに属する時期のもの、もう 1 つは、竪穴建物跡の下層から出土したもの、2 つに分けて考えました。竪穴建物跡上層から出土したもの 24～48 までの 5 点。もう 1 つは、竪穴建物跡下層から出土したもので、時期的には古く、9～68 まで特に金属製品とか二面硯、錘というものが出土しております。

甲斐型土器という山梨県特有の平安時代の土器の変遷は、3 ページにありますが I 期から X 期までと考えられております。しかし、和歌刻書土器を調査した段階位から修正が加えられ、ほぼ 50 年位ずつ前倒した方がよいという意見が出てきております。と言ひますのは、東海地方や近畿地方で出土している出土品と相対的な年代を比較していくと、県史を作った段階から 50 年位前倒しということになります。和歌刻書土器は、Ⅶ期(10 世紀後半)としておりましたが、修正しまして 10 世紀中頃というところに今は落ち着いています。従ひまして、下層のより古いものも 8 世紀の中頃ということになろうかと思ひます。

次に、沿革としまして地名ですが、「ケカチ」とカタカナで書く地名は非常に珍しく、漢字で書くと「飢渴」と書き、『日蓮遺文』や『太平記』にも見られて非常に古い地名になります。県内に残っている唯一の地名ではないかと思ひます。銭ケカチとはお金が足りなくなって飢饉になる、穴(しし)ケカチとはシカやイノシシが出て飢饉に陥るという意味だと思われま

す。

所在地は、下於曾と熊野の境に位置しています。

歴史的環境としては、近くには甲州市でも古い神社であります熊野神社というのがあり、遺跡から北方向には、古今和歌集にも歌われている塩の山があり、塩山向岳寺の山号となっています。

調査の概要は、平成 27 年 9 月 3 日から平成 28 年 3 月 15 日と平成 28 年 4 月 19 日から 7 月 22 日の 2 回に分けて調査が行われましたが、2 回目の時に和歌刻書土器が

出土しています。

A3 資料をもう一度見ていただき、和歌刻書土器が出土した所は、建物跡がピンク色に塗られております。その北と南に溝が2条走っております。この2条の溝の間は、約75mです。ですから、居館な建物があったと推定しております。この2条の溝に囲まれた建物跡から出土しており、そこが重要であると思っております。特に下層から出土した二面硯と鉄製の錘が出ております。おそらく公的な意味を持った建物であろうと推定できます。それらが8世紀中頃埋まった後、約200年経った10世紀中頃に和歌刻書土器とその他の土器が住居の跡に埋められたと推定できます。

資料の第4図に掲げましたが、住居の下の方と上の方から出土したということを理解していただきたいと思っております。ですから、200年経った後に和歌刻書土器を埋めたということも200年前の建物と無関係ではないと推定しております。

次に、和歌刻書土器について、甲州市教育委員会は、平成29年9月3日に市民文化会館ホールで、シンポジウムを開催し、約500人のお客様の前で、調査に関わっていただいた先生方にご発表をいただきました。その時、解説案が2例示されましたが、現在もそのまま統一されたということではなく、A案とB案がそのまま残っている状態となっています。A案については、鈴木景二先生が、『刻書土器と文字瓦』という本にて説明しております。B案については、(亡)石田千尋先生が論文に書かれております。石田先生は、和歌・万葉集・古今集の研究者であり、その方面から理解をされております。8ページには、現在紹介されている和歌刻書土器についての文献をあげさせていただきました。平安時代の平仮名については、常に取り上げられ、2023年高校の書道の教科書にも取り上げられておりますが、和歌の理解については、2案がそのまま現在も使われております。

調査者の意見としては、SI22から出土した和歌刻書土器とその下層から出土した二面硯や錘など、200年という差はありますが、おそらく200年前の公的な意味のある建物と200年後、そこに和歌刻書土器を埋設したということと何らかの関係があると考えますので、指定候補物件として、和歌刻書土器1点とそれに附けたりとして同時期の平安時代のもの、8世紀中頃の下層のもの11点を含めまして、指定の候補としてあげたいと考えております。

指定理由としましては、万葉仮名から平仮名の変遷にあたり、我が国の平仮名の研究上欠かせない資料であること。10世紀の平仮名の記録は、国宝の『土佐日記』がありますが、鎌倉時代に藤原定家が臨模したもので実物ではなく、10世紀中頃の平仮名の資料としては、ほぼ唯一の資料ではないかと思われまます。

古代の和歌はデータベースがありますが、和歌刻書土器の和歌は全く知られていない新資料の和歌です。もう一つ、和歌の中に「しけいと」というのがありますが、「しけいと」が登場するのは12世紀の『金葉和歌集』でありますので、2世紀近くも古く甲斐国ではすでに養蚕が盛んであったことを示しています。

和歌刻書土器の内容から、別離の宴に引き出物が出された可能性があり、『宇津保物語』など古典の記述を裏付けるものであります。和歌刻書土器の解説は、A案とB案ありますが、これはそれぞれの学問の基本に関わるもので、別離の宴が開かれたとすれば、そこに招かれた人にも配られた可能性があり、論議や検証は新たな資料を待つしかないと考えております。いろいろな先生方も最新の書物の中でA案、B案そのままという状況にありま

す。

そういうことから、SI22の下層から出土した遺物群とその上層の和歌刻書土器と同一時期の出土品と併せて、ケカチ遺跡出土和歌刻書土器、附けたりとして同竪穴建物跡出土品16点を指定候補としてあげたいと思います。以上でございます。

○議長

今、説明が終わりました。委員の皆様にお伺いいたしますが、追加でご質問等ございますか。

○委員

これだけのものが出てくる場所。郡衙(ぐんが)という可能性もございますか。

○会長

おそらく、「別離」で国司が離任するにあたって呼んだということになると、郡衙という可能性も考えられると思います。

○議長

郡衙の可能性も否定できないということですが、と言うと山梨郡衙ということになりますか。

○会長

それはないと思います。もう少しランクを下げて、於曾保の郷長ということも考えられます。郡衙にしては規模が小さいと思っております。郡衙も考えられるし、郷長の館ということも考えられ、いずれにしても、二面硯と錘が出たということは何らかの公的機関だと思っております。

○議長

調査表の1ページに、「ケカチ遺跡出土和歌刻書土器附同竪穴建物跡出土品16点」とありますが、和歌刻書土器1点と附けたりとして16点、全部で17点ということでしょうか。

○会長

そうです。

○議長

熊野神社は、資料でいただいた文化財一覧表にある、国指定重要文化財建造物にある熊野神社でしょうか。

○会長

そうです。

熊野神社本殿は、鎌倉時代のものではないかとされています。拝殿は、天文年間と記憶しております。

○議長

ケカチ遺跡出土和歌刻書土器附同竪穴建物跡出土品16点、合計17点について甲州市指定の文化財として答申することに異議ございませんでしょうか。

-異議なし-

○議長

ありがとうございます。

異議がないようでございますので、事務局にはそのように尽力を取り計らっていただきたいと思っております。次に、協議事項の甲州市歴史的風致維持向上計画第 2 期策定について、事務局をお願いします。

## (2)協議事項

・甲州市歴史的風致維持向上計画第 2 期策定について

○事務局

資料 2 に基づき、計画の進捗状況と第 2 期計画策定の方向性について説明

○議長

事務局から説明をいただきました。委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。

○委員

2 点質問させていただきます。1 点目、歴史的風致形成建造物について、これは指定を行っているのでしょうか。それとも指定せずに、事業名 5.歴史的風致形成建造物整備事業の事業が今は続いているということでしょうか。

○事務局

計画上では、歴史的風致形成建造物が合計 6 件ありまして、神部神社、西藤木の水車、龍憲セラ、旧田中銀行主屋、中央区区民会館(旧千野学校校舎)、旧大日影トンネルが該当物件となっておりますが、歴まち計画上では候補物件としており指定とせず、龍憲セラ以外は、すでに各々の事業を通じて修理を進めています。

○委員

分かりました。もう 1 点、歴まちがあったことで、国庫補助を得られた事業はあるのでしょうか。

○事務局

2 件ありまして、1 つ目は、事業区分 5.歴史的風致の認識向上と情報発信に関する事業の実績に掲載してあります、「U+」という観光パンフレットを作成し、観光商工課で管理させていただいております。もう 1 件は、塩山駅南口再開発ということで国庫補助を受け事業を実施し、完了しております。

○委員

国庫補助を受ける予定がなければ、策定しないということも 1 つの方法だと思いますし、文化財保存活用地域計画が法定計画となりましたので、今後いろいろな 10 年計画等動かしていく上でも、また、甲州市は観光が増えてソフト事業が多いと思いますので、ソフト事業の国庫補助をとっていく上でも有効ではないかと思っております。地域計画にシフトしていくのも一案かと感じました。

○委員

もう少し、実際の活動のことも含めて説明していただきたい。

○事務局

上条集落については、防災計画を策定し、令和 5 年度に初期消火用の小型ポンプを設置しました。令和 6 年度は特定物件の修理事業、令和 7 年度は伝建地区内にあります金

井加里神社の葺き替え修繕を地域のご協力をいただきながら実施する予定です。上条集落については、選定前から地域の方と連携しており、毎月1回実施している上条を活性化する会に市職員も出席させていただいております。ソフト事業とすると、収穫体験会や見学会等を開催しております。

甘草屋敷については、平成 29 年度に文庫蔵と地実棚、平成30年度に巽蔵と裏門の修理を美装化事業として行ってきました。現在は、馬小屋・小屋等茅葺建物の毀損が著しい状態となっており、計画的な修繕を進めていきたいと考えております。

宮光園については、整備事業が終了し、現在公開施設となっておりますが、東三番蔵、附属屋、煙突等は修理ができておらず、今後、審議員の先生方にご意見を伺いながら、どう扱っていくべきか検討していかなければならないと思っております。一方、歴まち計画を進める中、日本遺産に認定され、白蔵を日本遺産ビジターセンターとして整備することができ、集客率増加につなげることができました。

勝沼氏館跡については、のちほど説明させていただきます。

○委員

まだまだ活動が活発に行われていないように思うので、ソフト事業を実施するなどもう少し活用方法を検討していただきたい。

○事務局

甘草屋敷については、お雛様、五月人形飾り、秋は枯露柿体験づくり等実施していますが、地域からの要望としてコンサートを開いて欲しいという意見もいただいておりますのでソフト事業等今後検討していきたいと思えます。

○議長

ご意見を踏まえて、また検討していただきたいと思えます。

・市指定天然記念物「勝沼富町のブドウ(甲州種)」について

○事務局

資料 3 に基づき、市指定天然記念物「勝沼富町のブドウ(甲州種)」の現状報告と今後の対応策(案)について説明

○議長

市指定文化財について、事務局より説明いただきましたが、ご意見ございますでしょうか。

○委員

かなり樹勢が弱ってしまっております。市指定の天然記念物は 2 つしかなく、1 つは既に枯れてしまっています。この状態が続けば、いずれ枯れてしまうことを危惧しております。勝沼富町のブドウは、学術調査を実施して指定をしていないので、この際、枯れてしまう前に学術調査をお願いしたいと思います。

○委員

北杜市の国指定天然記念物の山高神代桜の場合、樹木医による調査後に樹木の根を掘り起こし、肥料を与えるなど樹勢回復事業を数年間実施し、回復に至りました。他にも根古屋神社の大ケヤキも国庫補助事業として樹勢回復事業を実施した事例がありますので、参考にしていただければと思います。

○委員

枯れる可能性が高いとすると、樹勢回復と並行して、接ぎ木など DNA の保存を行い、次世代を残すことも選択肢として考えていく必要があると思います。

○議長

この件につきましては、引き続き事務局で対応をお願いします。

続きまして、報告事項になります。1 つずつ説明していただき質疑応答をお願いしたいと思います。

### (3)報告事項

・甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区について

○事務局

特定物件である個人宅の修理工事については、当初は国及び県の補助金を受ける中で、市としても所有者に対して補助金の交付を行い実施する予定でございましたが、市の事務手続きの不備により国及び県の補助金を受けることが出来なくなり、多方面の方々にご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ありませんでした。

その様な状況の中でも所有者の方にご迷惑をお掛けすることは出来ないため、国及び県から受ける予定であった補助金についても市の財源において負担し交付する判断をいたしまして、今年度中の完成に向けて現在工事を進めております。

-質疑応答なし-

・甲州市文化的景観保存活用計画策定について

○事務局

文化的景観の概要、申出範囲、重要な構成要素(案)及び今後のスケジュール等について、資料 4-1、4-2 に基づき説明

-質疑応答なし-

・国登録有形文化財の現状について

○事務局

資料 5 に基づき、国登録有形文化財の現状について説明

○委員

文化財の価値でいうと、国の登録有形文化財は市指定文化財の下に位置します。文化庁が登録をするため、特別なものと受け取られやすく、興味を持たれる方が多いですが、登録されても補助制度がほとんどありません。登録有形文化財に登録された後、所有者による維持管理が困難になり、市町村が責任を負うような事態になることは回避してはなりません。まずは、所有者が維持管理できるか、よく確認をお願いします。

登録有形文化財に登録されたとしても補助制度はほとんどなく、所有者が維持管理、修理をしていかなければならないことをしっかり伝え、説明していただきたいです。

また、登録有形文化財候補の建造物が空き家になっていた場合は、特に注意していただきたいです。建物は住んでいるからこそ、所有者が維持管理できるものです。

甲州市塩山藤木地区に、登録有形文化財の笛吹川芸術文庫(旧武藤酒造主屋・米蔵)がありますが、県外の所有者が定期的に管理しています。所有者がしっかりしていることが大切ではないかと思います。

○委員

全体の景観として複数の建造物を一括して、登録有形文化財に登録している事例を聞きたいことがあります。現状はいかがでしょうか？

○委員

おっしゃる通りで、これまでの経験からすると、住宅であれば主屋、お寺であれば本堂だけではなく、境内に登録に必要な建物があればそれらを含めて登録することが多いように思います。景観として意義がある場合が多いので、なるべく包括的に指定するという方向で進めています。

○委員

そうであれば、多少建造物として価値が落ちても、景観として意味があるのであれば、検討していくことも良いのではないかと思います。

○委員

登録有形文化財に登録することは良いが、その後の維持管理が難しく、確かに毀損していくケースが各地で散見されています。一方で所有者の保存意識を醸成させることを目的に登録するケースもありますので、維持管理ができないから登録できないとは一概には言えないところがあると思います。

○委員

トラブルを防ぐためにも登録と指定の違いを十分に所有者に説明し、理解してもらう必要があると思います。

○委員

登録有形民俗文化財の「勝沼のぶどう栽培用具及び葡萄酒醸造用具」については、全貌が分からない点が多い文化財だと思いますので、まずは目録を公開すること、そして、コレクションとして意味がある文化財だと思いますので、民具の用途と時代の経過が分かるような展示をするとともに、パネル解説を入れるとより効果的だと思います。

埼玉県入間市の登録有形民俗文化財「狭山茶の生産用具」の場合、目録をデジタルアーカイブとして博物館のホームページで検索できるように整備されています。文化財の全貌が明らかになるような展示、取り組みを行っていただければと思います。

・史跡勝沼氏館跡について

○事務局

史跡勝沼氏館跡のこれまでの経過及び今後の予定について、資料 6 に基づき説明

○委員

相当予算が必要になるかと思いますが、できることを計画に盛り込むようお願いするとともに、他の文化財事業にも補助金が必要になると思います。これまでの経緯を踏まえ、しっかり精査して進めていただきたいと思います。

・今後の補助事業計画について

○事務局

今後予定している10カ年計画に基づき、国・県へ補助金要望を行っていく旨、資料7に基づき説明

-質疑応答なし-

・日本遺産「日本ワイン140年史～国産ブドウで醸造する和 문화の結晶～」について

○事務局

令和5年度事業報告及び令和6年度事業について、資料8に基づき説明

-質疑応答なし-

・マンガふるさとの偉人「雨宮敬次郎の生涯」発行活用事業について

○事務局

偉人マンガ製作報告及び今後の活用について資料9に基づき説明

-質疑応答なし-

(4)その他

○事務局

議題の1番で諮問させていただいたケカチ遺跡出土和歌刻書土器について、本日、意見集約いただきましたので、教育委員会への答申につきましては、小野会長と事務局に一任していただく形をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

-異議なし-

○議長

教育委員会への答申につきましては、そのようにお願いしたいと思います。

議事進行にあたり、ご協力いただきありがとうございました。

○事務局

八巻委員、議事進行ありがとうございました。

7 その他

○委員

全体をとおして申し上げますと、文化財担当の体制をしっかりと整備していただいて、今後事業を進めていただきたいということをおっしゃっていたかと思います。確かに、史跡の整備をしながら、建造物の修理をして、そして、新たに登録文化財に取り組むことは非常に大変なことかと思えます。

また、一覧表から重要文化財等含め県内で一番多く文化財を所有していることが分かります。こういう地域で文化財保護行政は大変かと思いますが、しっかり取り組んでいただき

たい、そういうことをこの審議会をとおしておっしゃっていたかと感じています。

## 8 閉会

### ○事務局

本日は、長時間にわたり大変お疲れ様でした。引き続き、委員の皆様には、本審議会へのご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます。

それでは、以上で本日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。